令和２年３月26日
市役所３階委員会室

第７回　美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議　次第

１　開会あいさつ

２　条例等の説明
（１）　美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例　（平成30年美祢市条例第39号）
（２）　同　委員名簿
（３）　同　会長及び副会長選任について

３　基本設計・実施設計委託事業者紹介

４　議事
（１）　会議の公開について
（２）　基本計画の概要について
（３）　技術提案書について
（４）　基本平面計画（素案）について
（５）　今後のスケジュールについて

５　その他
・　次回　第８回アドバイザー会議　　５月中旬

６　閉会

資料
・美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例　（平成30年美祢市条例第39号）
・美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議委員名簿
・美祢市新本庁舎整備基本計画
・資料１
・資料（技術提案書）
・資料（マイルストーン工程管理表）
・資料（建替計画図）
・資料（必要諸室の階配置案）
・資料（平面図Ａ、Ｂ、Ｃ案）

○美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例

平成30年12月25日

条例第39号

改正　令和元年12月20日条例第26号

（設置）

第１条　本市の新本庁舎の整備に関する事項を審議及び検討するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議（以下「アドバイザー会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　アドバイザー会議は、次に掲げる事項について審議及び検討を行うものとする。

(1)　新本庁舎整備の基本計画に関すること。

(2)　新本庁舎の事業手法等に関すること。

(3)　新本庁舎整備の基本・実施設計に関すること。

(4)　前3号に掲げるもののほか、新本庁舎の整備を検討するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　アドバイザー会議は、10人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1)　公共建築に関して識見を有する者

(2)　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、市長が委嘱又は任命した日から美祢市新本庁舎整備基本・実施設計が完了した日までとする。ただし、任期中であっても、その本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

（会長及び副会長）

第５条　アドバイザー会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、アドバイザー会議を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　アドバイザー会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委嘱又は任命後最初の会議は、市長が招集する。

２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くこと

ができる。

４　会議は、公開とする。ただし、会長が特別の事由があると認める場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

（庶務）

第７条　アドバイザー会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、アドバイザー会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議委員名簿

No.	区分		氏名	備考
1	１号	建　築	内　田　文　雄	山口大学名誉教授 基本構想策定委員会　会長
2	１号	建　築	加　藤　久　雄	山口県建築士会理事
3	１号	環　境	小　金　井　真	山口大学大学院創成科学研究科 教授
4	１号	防　災	鈴　木　素　之	山口大学大学院創成科学研究科 教授
5	１号	情　報	遠　藤　勇　一	総務省地域情報化アドバイザー
6	２号	産　業	吉　野　　一	美祢市商工会　会長
7	２号	産　業	杉　本　　智	自営 基本構想策定委員会　副会長
8	２号	産　業	藤　岡　周　志	カルスト森林組合　事業課長
9	２号	産　業	石　田　晋　也	一般社団法人美祢青年会議所　理事長
10	２号	福　祉	山　本　真佐子	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会 地域福祉課地域福祉係長

美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議（平成30年12月条例第39号）第３条の定めにより選定。

美祢市新本庁舎整備基本・実施設計業務委託

１　契約相手方　㈱東畑建築事務所広島支所

２　契約金額　　金１１９，９００，０００円

３　委託期間　　令和３年(2021年)３月25日まで

４　本　社　　大阪府大阪市中央区

５　設　立　　昭和７年12月

６　社員数　　合計308人　・技術系職員285人(内一級建築士191人)

　　・事務系23人

７　実績　　県内　　長門市庁舎　　山口県警山口署

　　福祉総合支援センター(山口市)

　　庁舎関係　真庭市　　西予市　　出水市　　国東市　　(竣工済)

　　高砂市　　坂出市　　(工事中)

　　善通寺市　土佐市　　(実施設計中)

■基本設計マイルストーン工程管理表

年度：令和元年度（2月 3/3～3月 3/30）／令和２年度（4月 4/6～8月 8/31）／令和3年度（9月～3月）

【凡例】
■ ・・・ 東畑資料提示予定日
□ ・・・ 検討・資料修正期間
■ ・・・ 検討完了予定日

完了時期	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12	第13回	第14回	第15回	第16回
	2/5	2/20	3/4	3/17	3/●	4/●	4/●	5/●	5/●	6/●	6/●	7/●	7/●	8/●	8/●

■ 基本設計におけるマイルストーン

- 基本設計完了 8/20
- 実施設計完了 3/25
- 確認済証 受領期限 6/25
- 基本設計
- 実施設計
- 発注準備
- 与条件の整理
- 計画案作成・比較検討等
- 成果品まとめ
- 詳細図作成
- 成果品作成
- 概算工事費算出
- 調整
- 概算工事費見直し
- 積算・見積
- 調整
- 基本概算事業費 8/20
- 実施概算事業費 11/27
- 工事費算出
- 基本平面(案)
- 基本平面(FIX)
- 概算用図面(FIX)

		内容
(1) パブコメ・ワークショップ・アドバイザー会議等		
・パブコメ		●1か月程度（基本設計概要書想定）
・市民ワークショップ		★第１回市民WS　★第2回市民WS
・有識者によるアドバイザー会議		●第7回:3/26 16:00～　●第8回　●第9回　●第10回
・職員検討会（執務空間・ワークスタイル）	実施	
(2) 調査等		
・解体設計調査・アスベスト調査（別途）	R4中	※解体設計は令和4年度を予定
・敷地現況・インフラ調査（測量・外構別途）	確認	※基本設計用資料受領　※４月以降発注
・既存建物調査（第一別館別途）	確認	※基本設計用資料受領　■委託先決定　■調査開始　既存調査２週間＋概略検討・図面作成２週間
・オフィス環境　現況・収納量調査（東畑発注）		■委託先決定　■現地調査
・地質調査（東畑発注）		■委託先決定　■4/2～ 調査開　地質調査1.5ヵ月＋解析1.5ヵ月
(3) 法令チェック		
□関係法令チェック		
・各種関係法令等	3末	
・建基法関係，確認申請，免震関係	3中	※既存の取扱い等、事前協議要　申込　■性能評価　■大臣認定　■本申請
(4) 与条件の整理		
□敷地内既存建物利用		
・第一別館利用方針	3末	
・図書館，市民会館利用方針	3中	
□車両乗り入れ方針		
・必要駐車駐輪台数	3中	
・バス・タクシー等乗り入れ方針	3中	
□規模算定		
・必要施設規模算定	3中	
・諸室各階配置方針	3中	
□市民交流機能・利便機能整備方針		
・整備する機能及び運用方針	3中	
□オフィス環境調査		
・オフィス環境　アンケート調査・ヒアリング	3末	
□窓口・執務室整備方針		
・窓口形態（総合窓口等）	4末	
・休日窓口・休日開放方針	4末	
(5) ローリング計画・工事工程		
□ローリング計画検討		
・ローリング計画検討	4中	
・各ステップの動線・駐車台数の検討	4中	
・インフラ盛替計画	4中	
(6) 新庁舎計画		
□庁舎規模		
・床面積・階数・ボリューム検討	3中	
□配置・外構計画		
・配置・外構・レベル・付属建屋検討	4末	
□平面計画		
・基本平面計画（スパン・外壁・コア配置）	4末	
・コア検討（ＥＶ仕様・衛生器具個数等）	4末	
・各課及び諸室配置	4末	
・議会諸室検討	4末	
・オフィスレイアウト検討	4末	
□立断面・外装計画		
・天井高・階高検討		
・外観・外装仕上の検討	6末	
□内装計画・各室諸元		
・内装仕上・各室諸元の検討	6末	
□構造計画		
・構造形式・基礎計画	4末	
□設備計画		
・熱源方式・空調換気方式の検討	6末	
・設備室・室外機置場の配置検討	6末	
□庁舎機能		
・災害対策機能	5中	
・防犯・セキュリティ計画	5中	
・環境配慮計画	6末	
・ユニバーサルデザイン	6末	

美祢市新本庁舎整備基本・実施設計業務

建替計画図

Scale=1/2000

A040
2020.03.18

STEP_0 現況図

STEP_1 新本庁舎建設前整備

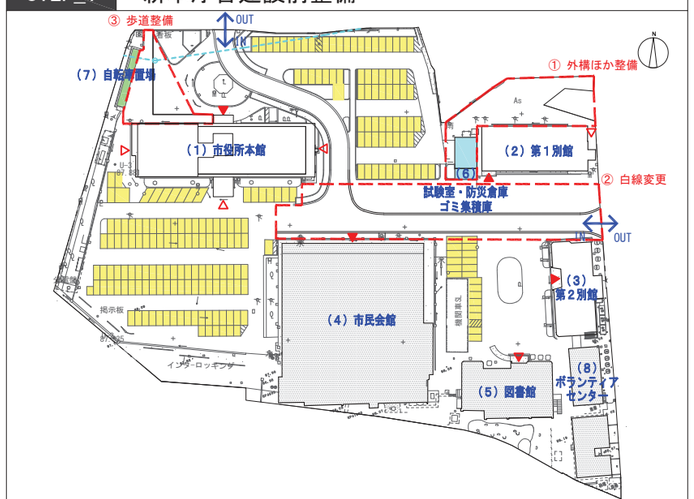

① STEP2以降の隣地駐車に配慮し、先行して北東側外構を整備
　仮設外部倉庫など設置後、（６）試験室・防災倉庫・ゴミ集積庫撤去
② 東西敷地内道路を南側へ変更（白線引き変更）
③ 敷地北西部、市役所本館前の外構撤去、歩道、点字ブロック整備（バリアフリー）
④ 記念碑・記念樹移設、市役所本館サブエントランスバリアフリー化（仮設スロープ）

STEP_2 新本庁舎建設

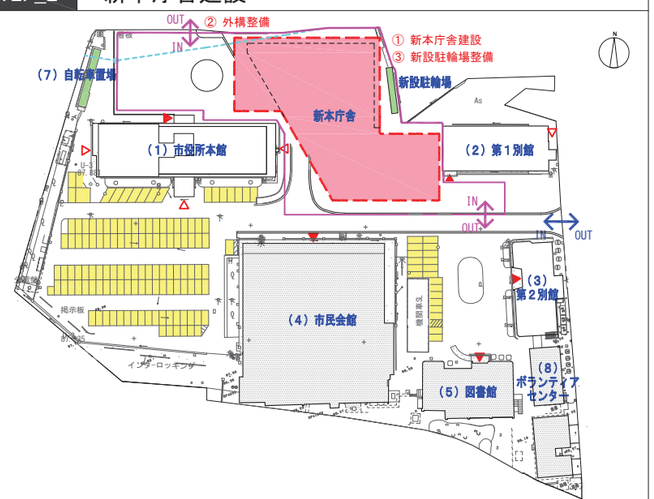

○（１）本館エントランス、（７）自転車置場への動線確保
① 既存外構撤去、新本庁舎建設
② 北側外構一部（車寄せ等）整備
③ 新設駐輪場の整備

凡 例	
	新 築 ・ 改 修 建 物
	解 体 建 物
	既 存 建 物
	完 成 建 物
	先 行 工 事 範 囲
	駐 車 場
	駐 輪 場
←	工 事 車 両 動 線
←	来 庁 者 ・ 職 員 車 両 動 線
▶	メインエントランス
▷	サブエントランス
	仮 囲 い
	イ ン フ ラ
	下 水 本 管

STEP_3 第１別館改修・増築、市役所本館等撤去

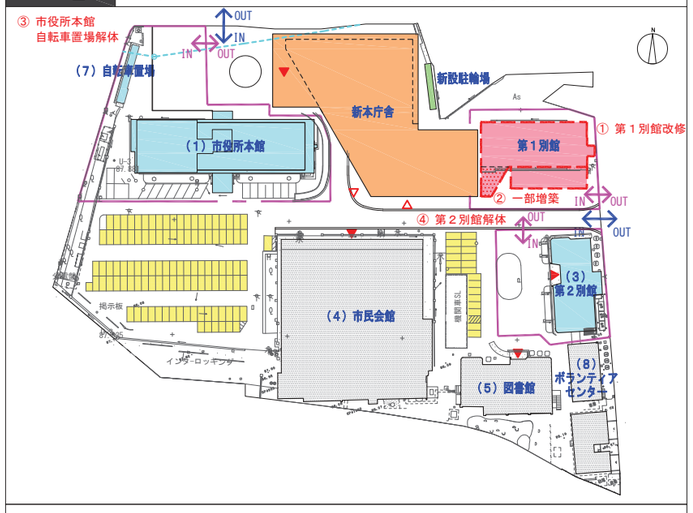

○ 新本庁舎の仮使用開始
①② 第１別館改修、一部増築（前面庇および外構を含む）
③ 市役所本館、自転車置場および外構の撤去（工事車両動線は横断歩道考慮）
④ 第２別館および外構の撤去、外構整備

STEP_4 美祢モール・外構整備

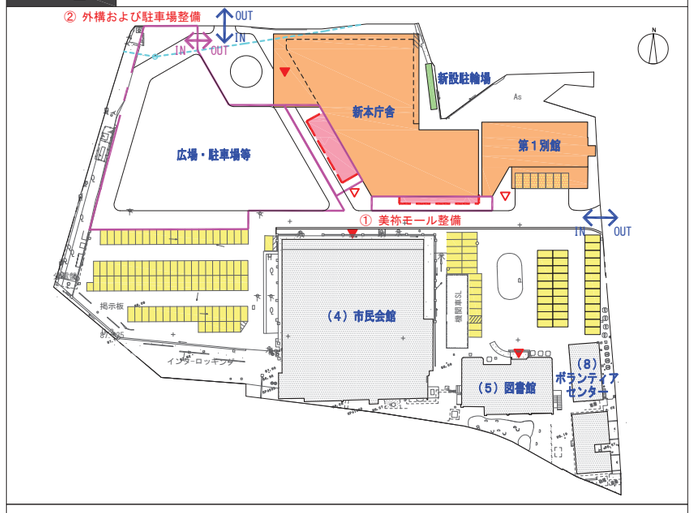

① 美祢モール（外構整備、庇建設）
　南側既設駐車場からの来庁者動線に配慮の上、順次整備
② 外構および駐車場整備

STEP_5 竣工

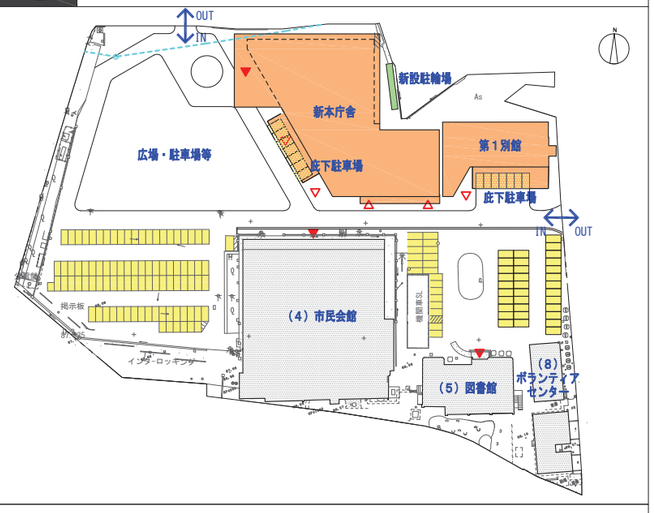

年 度	令和３年度												令和４年度												令和５年度											
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
STEP	準備	STEP_1		準備		STEP_2																引越		STEP_3 ③④												
																			準備			引越		STEP_3 ①②			準備		STEP_4						

※地質調査、既存アスベスト状況、および既存杭の状況などにより今後調整

■ 必要諸室の階配置案

□各階ゾーニングの考え方

◆ A案　プロポーザル時点提案

第１別館を含めて、市民サービスに供する１，２階を最大化する案。
３～５階を免震化し、防災拠点を含めた高層部分を守る。

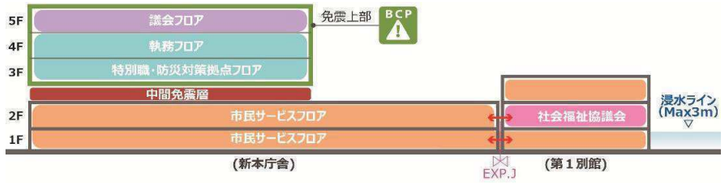

〈凡例〉
- ■ ： 市民サービスフロア
- ■ ： その他執務フロア
- ■ ： 社会福祉協議会
- ■ ： 議会フロア
- ■ ： 中間免震層

	本庁舎		【第１別館】
	【免震】	【耐震】	
【５階】	議会フロア ・議会関連諸室を集約配置	-	-
【４階】	会議室・福利厚生室フロア ・窓口業務の少ない部署の事務室を配置 ・利便性に配慮し、会議室を配置 ・福利厚生室（更衣室・休憩室）を配置	-	-
【３階】	特別職・防災拠点フロア ・特別職室及び総務課事務室を配置 ・防災関連諸室及び災害対策本部を配置 ・防災危機管理室に隣接してサーバー室を配置	-	市民サービスフロア ・利便性に配慮し、会議室を配置
【２階】	-	市民サービスフロア ・市民の利便性に配慮し、利用頻度の多い窓口業務を行う部署を配置 ・利便性に配慮し、会議室を配置	社会福祉協議会
【１階】	-	市民サービスフロア ・市民の利便性に配慮し、利用頻度の特に多い窓口業務を行う部署を配置 ・利便性に配慮し、会議室を配置	市民サービスフロア ・市民利用(交流)エリアを時間外に利用できる位置に配置 ・災害時配慮のコンビニを配置

◆ B案　議場2階配置案

第１別館を含めて、市民サービスに供する１，２階を広く確保する案。
多目的利用を考慮し、議場・議会フロアを低層部に設ける。
防災対策拠点を含む３～５階を免震フロアとする。

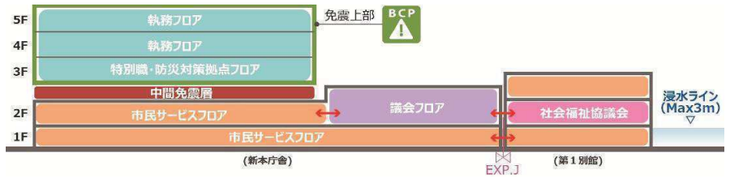

〈凡例〉
- ■ ： 市民サービスフロア
- ■ ： その他執務フロア
- ■ ： 社会福祉協議会
- ■ ： 議会フロア
- ■ ： 中間免震層

	本庁舎		【第１別館】
	【免震】	【耐震】	
【５階】	執務フロア ・窓口業務の少ない部署の事務室を配置	-	-
【４階】	教育委員会・福利厚生室フロア ・窓口業務の少ない部署の事務室を配置 ・利便性に配慮し、会議室を配置 ・福利厚生室（更衣室・休憩室）を配置	-	-
【３階】	特別職・防災拠点フロア ・特別職室及び総務課事務室を配置 ・防災関連諸室及び災害対策本部を配置 ・防災危機管理課に隣接してサーバー室を配置	-	市民サービスフロア ・利便性に配慮し、会議室を配置
【２階】	-	市民サービス・議会フロア ・市民の利便性に配慮し、利用頻度の多い窓口業務を行う部署を配置 ・市民開放を前提として議場および議会関連諸室を集約配置	社会福祉協議会
【１階】	-	市民サービスフロア ・市民の利便性に配慮し、利用頻度の特に多い窓口業務を行う部署を配置 ・市民利用(交流)エリアを時間外に利用できる位置に配置	市民サービスフロア ・市民利用(交流)エリアを時間外に利用できる位置に配置 ・災害時配慮のコンビニを配置

◆ C案　議場２階配置+免震フロア執務室最大化案

第１別館を含めて、１階部分を市民サービスに最大限活用。
多目的利用を考慮し、議場・議会フロアを低層部に設ける。
免震化した執務フロアを最大限確保する案。

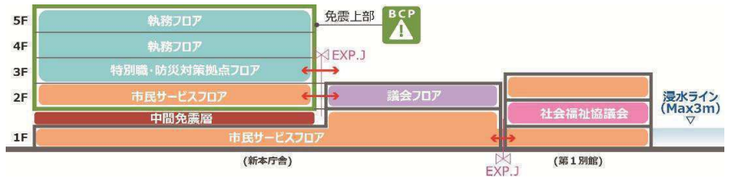

〈凡例〉
- ■ ： 市民サービスフロア
- ■ ： その他執務フロア
- ■ ： 社会福祉協議会
- ■ ： 議会フロア
- ■ ： 中間免震層

	本庁舎		【第１別館】
	【免震】	【耐震】	
【５階】	執務フロア ・窓口業務の少ない部署の事務室を配置	-	-
【４階】	教育委員会・福利厚生室フロア ・窓口業務の少ない部署の事務室を配置 ・利便性に配慮し、会議室を配置 ・福利厚生室（更衣室・休憩室）を配置	-	-
【３階】	特別職・防災拠点フロア ・特別職室及び総務課事務室を配置 ・防災関連諸室及び災害対策本部を配置 ・防災危機管理課に隣接してサーバー室を配置	-	市民サービスフロア ・利便性に配慮し、会議室を配置
【２階】	市民サービスフロア ・市民の利便性に配慮し、利用頻度の多い窓口業務を行う部署を配置 ・利便性に配慮し、会議室を配置	議会フロア ・市民開放を前提として議場を配置 ・議会関連諸室を集約配置	社会福祉協議会
【１階】	-	市民サービスフロア ・市民の利便性に配慮し、利用頻度の特に多い窓口業務を行う部署を配置 ・市民利用(交流)エリアを時間外に利用できる位置に配置	市民サービスフロア ・市民利用(交流)エリアを時間外に利用できる位置に配置 ・災害時配慮のコンビニを配置

美祢市新本庁舎整備基本・実施設計業務	平面図（A案）	Scale=1/600	A042 2020.03.18

［延べ面積］8162㎡

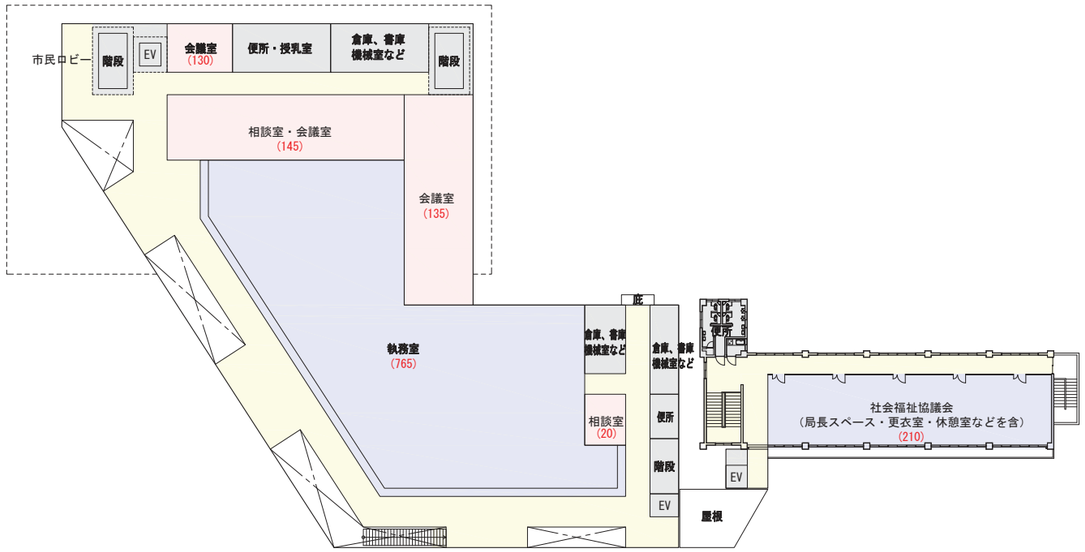

（窓口・市民サービス・会議フロア）

２階 平面図

［新築部］1836㎡+［別館］352㎡ =2188㎡

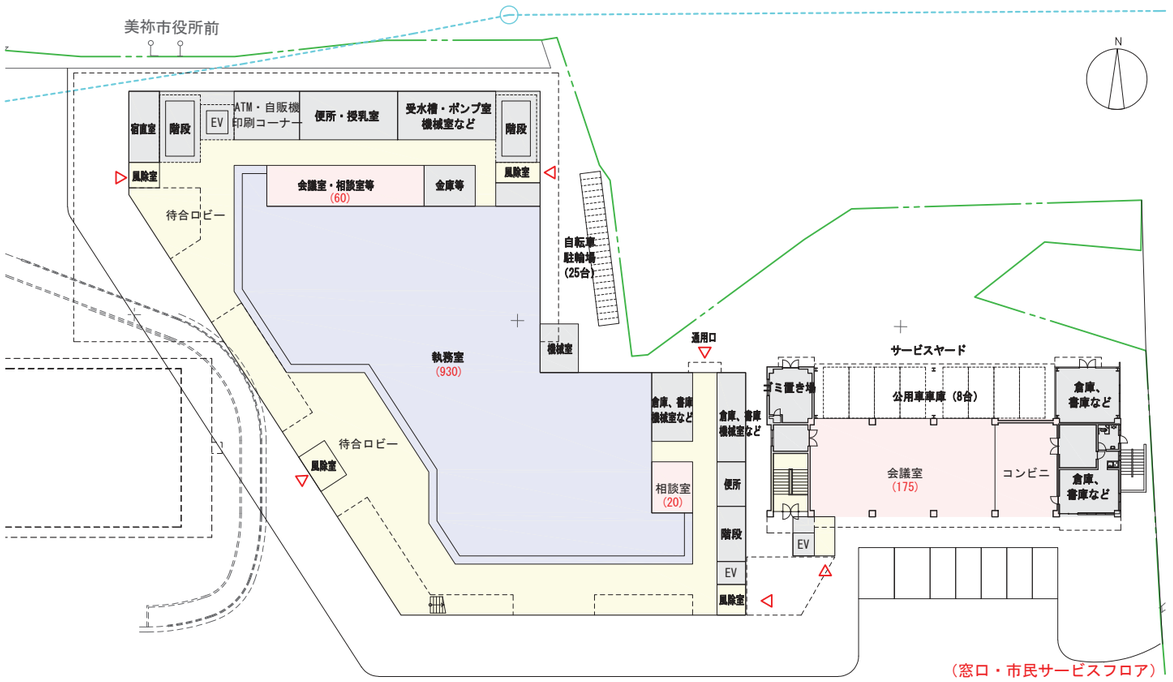

（窓口・市民サービスフロア）

１階 平面図

［新築部］1954㎡+［別館］503㎡ =2457㎡

［凡例］

(000)：計画面積

：執務室

：会議室など

：共用部

：議会関連施設

：階段、EV、倉庫など

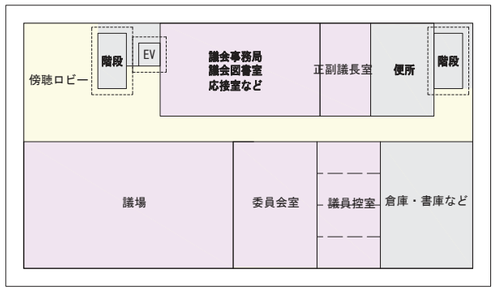

（議会フロア）

５階 平面図

［新築部］1054㎡

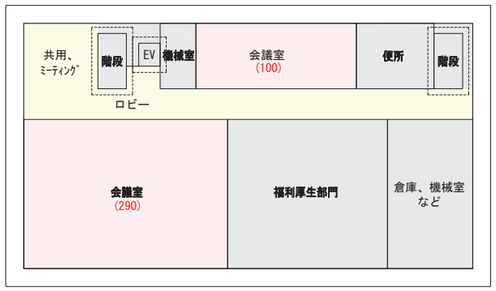

（会議・福利厚生フロア）

４階 平面図

［新築部］1054㎡

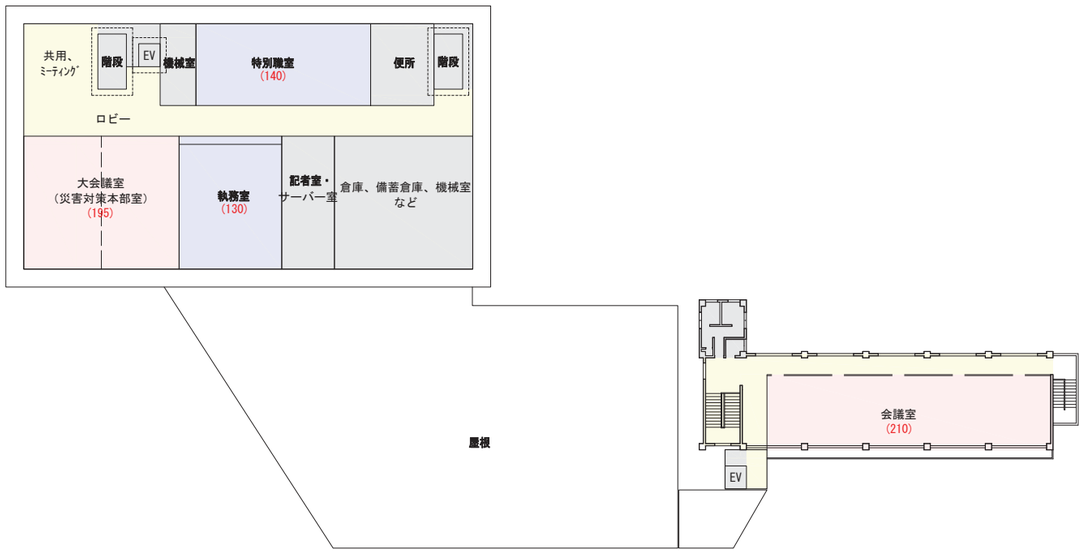

（特別職室・防災拠点・社会福祉フロア）

３階 平面図

［新築部］1054㎡+［別館］352㎡ =1409㎡

美祢市新本庁舎整備基本・実施設計業務

平面図（B案）

Scale=1/600

A043
2020.03.18

［延べ面積］8115㎡

［凡例］
(000)：計画面積
：執務室
：会議室など
：共用部
：議会関連施設
：階段、EV、倉庫など

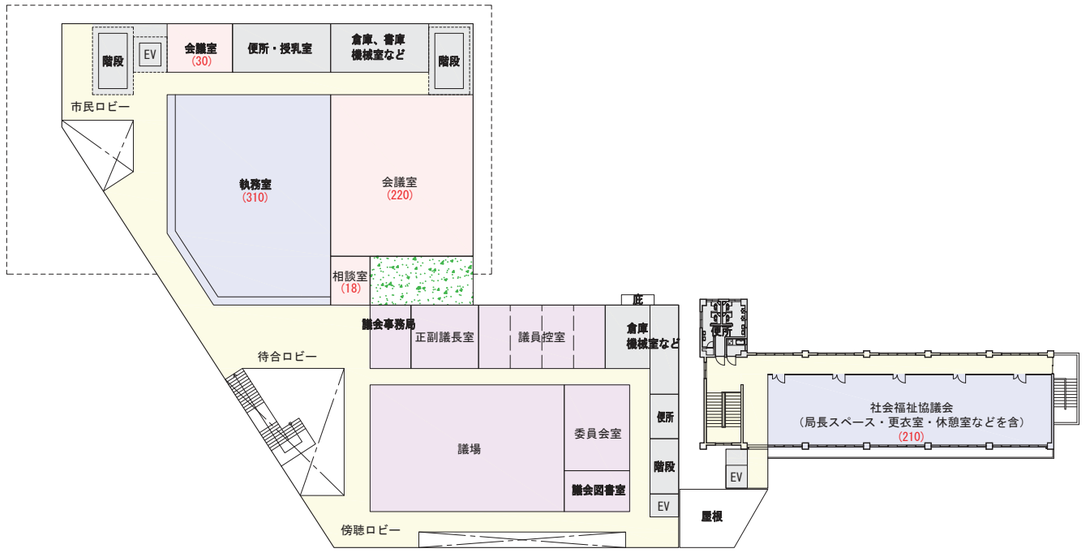

（窓口・市民サービス・議会フロア）

２階 平面図

［新築部］1789㎡+［別館］352㎡ =2141㎡

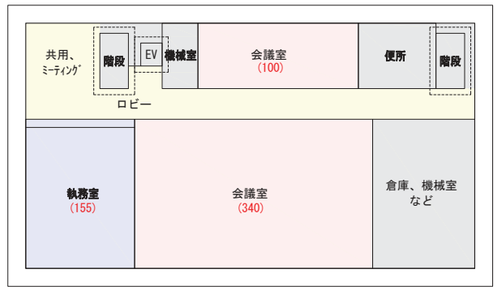

（執務・会議フロア）

５階 平面図

［新築部］1054㎡

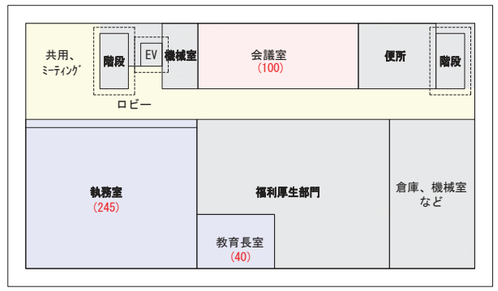

（教育・福利厚生フロア）

４階 平面図

［新築部］1054㎡

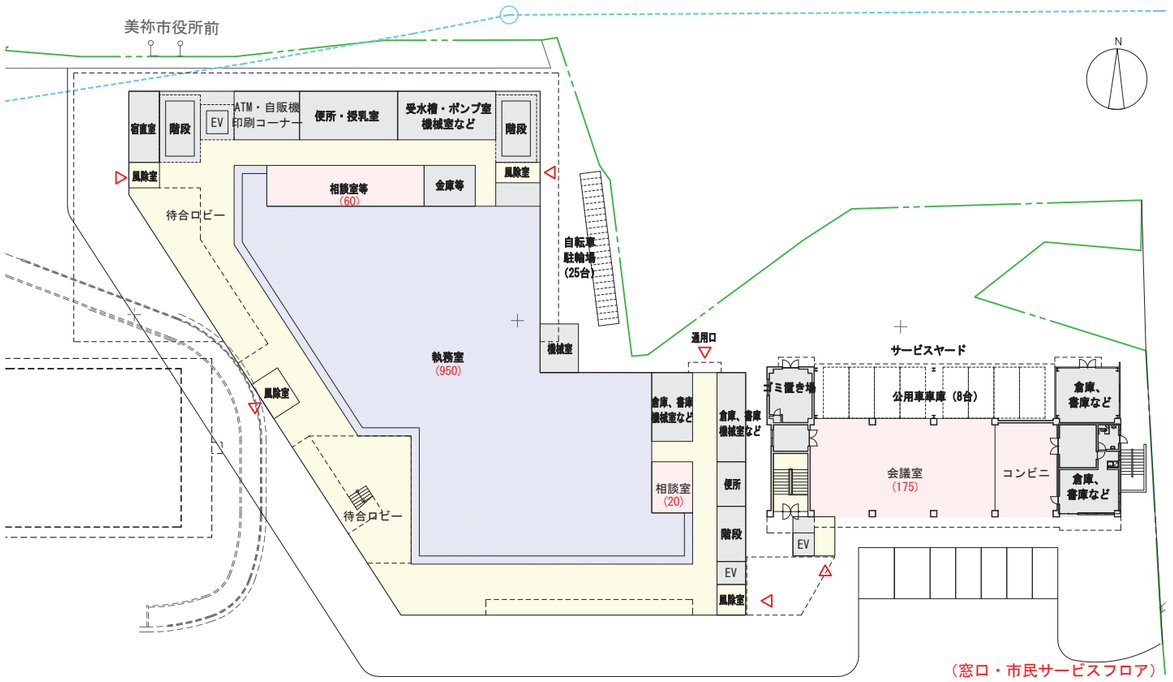

（窓口・市民サービスフロア）

１階 平面図

［新築部］1954㎡+［別館］503㎡ =2457㎡

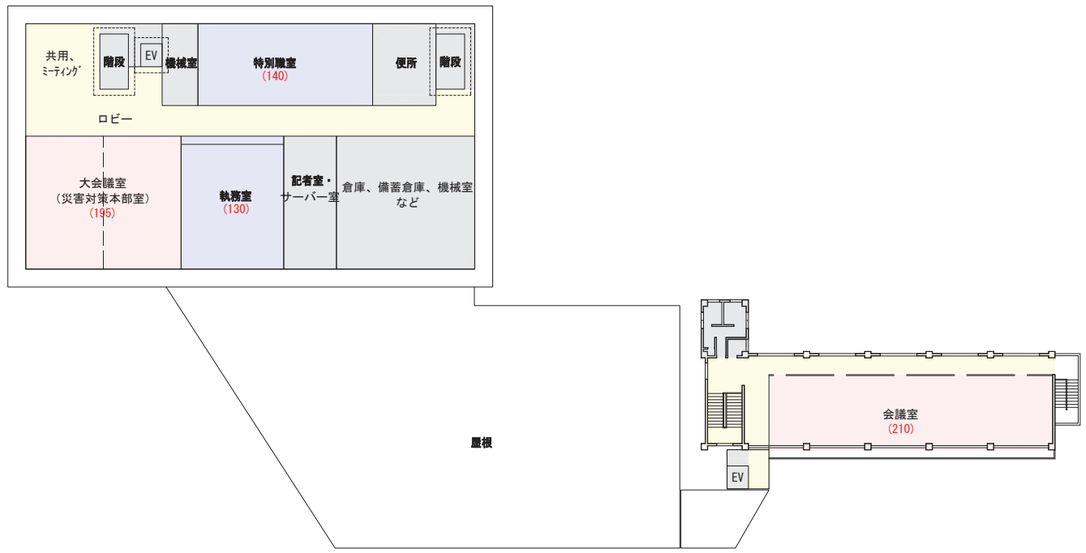

（特別職室・防災拠点・社会福祉フロア）

３階 平面図

［新築部］1054㎡+［別館］352㎡ =1409㎡

株式会社 東畑建築事務所

美祢市新本庁舎整備基本・実施設計業務	平面図（C案）	Scale=1/600	A044 2020.03.18

［延べ面積］8177㎡

［凡例］
(000)：計画面積
：執務室
：会議室など
：共用部
：議会関連施設
：階段、EV、倉庫など

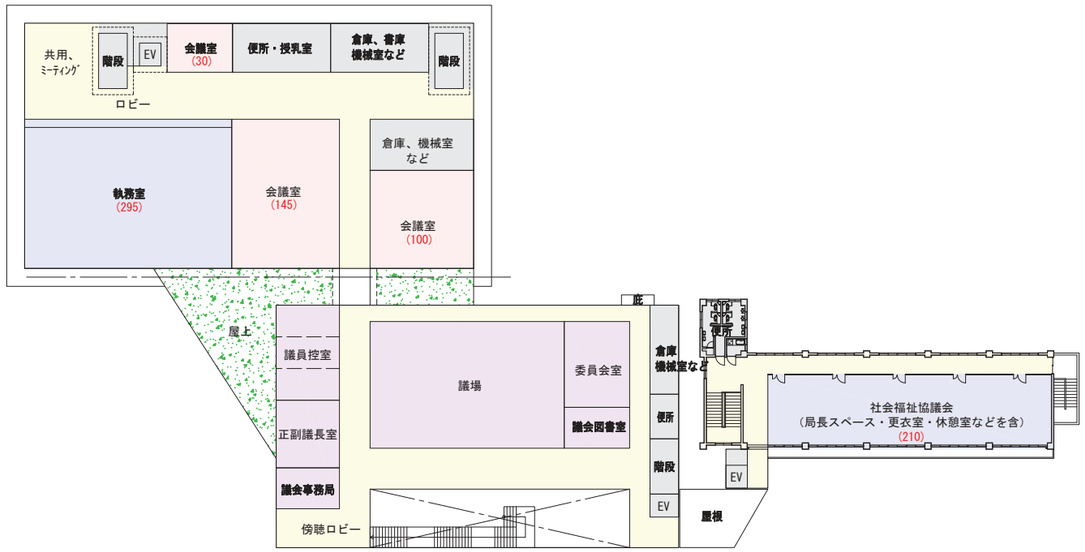

（窓口・市民サービス・議会フロア）

２階 平面図

［新築部］1841㎡+［別館］352㎡ =2203㎡

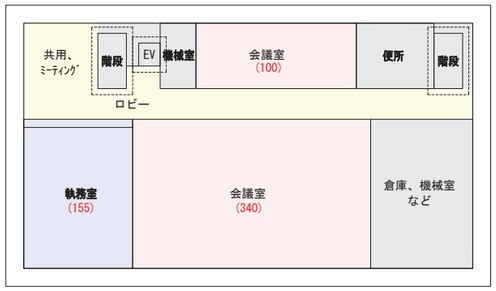

（執務・会議フロア）

５階 平面図

［新築部］1054㎡

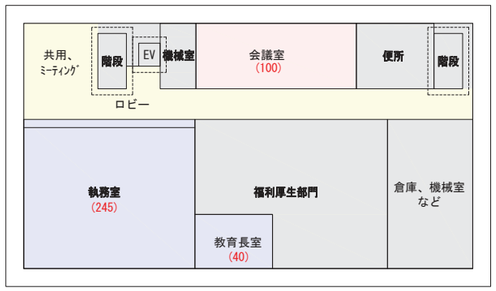

（教育・福利厚生フロア）

４階 平面図

［新築部］1054㎡

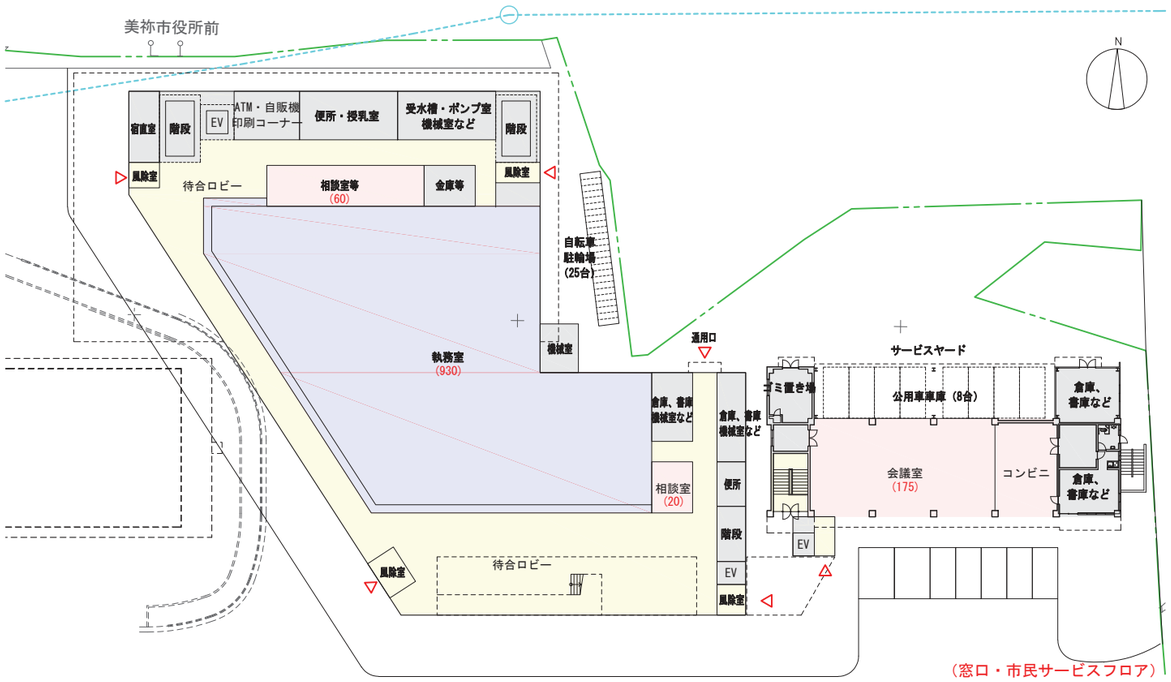

（窓口・市民サービスフロア）

１階 平面図

［新築部］1954㎡+［別館］503㎡ =2457㎡

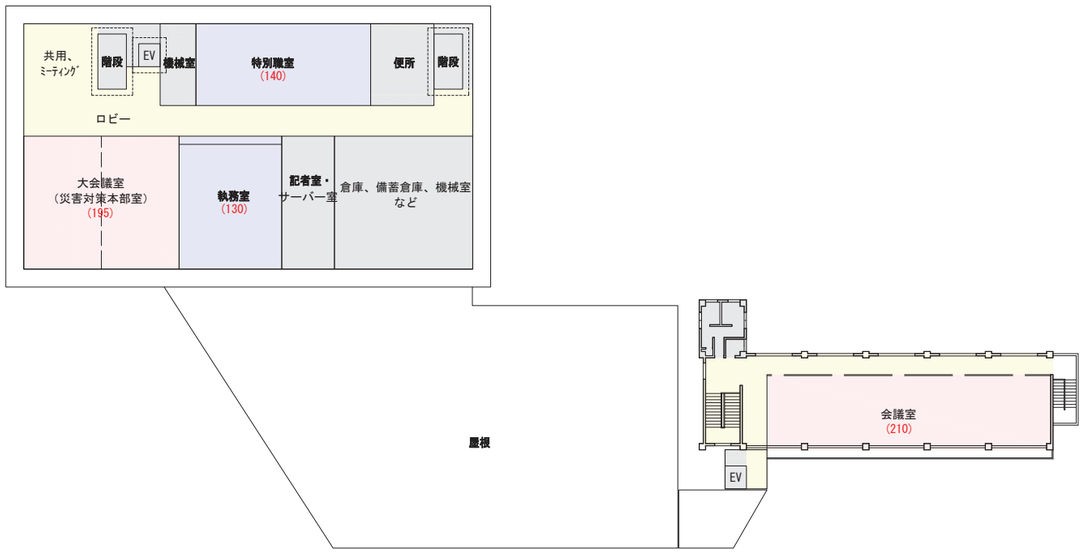

（特別職室・防災拠点・社会福祉フロア）

３階 平面図

［新築部］1054㎡+［別館］352㎡ =1409㎡

株式会社 東畑建築事務所